

Title	三田哲学会規約 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	三田哲學會
Publication year	1977
Jtitle	哲學 No.66 (1977. 9)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000066-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三 田 哲 学 会 規 約

第1条 本会は三田哲学会と称し慶応義塾大学文学部哲学科並びに社会・心理・教育学科関係者及び本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第2条 本会は広義の哲学の研究普及を計りこの目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の研究助成
2. 会員の研究発表
 - (イ) 機関誌「哲学」の発行
 - (ロ) 研究会の開催
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第3条 本会に次の機関を設ける。

委員会

- (イ) 委員会は慶応義塾大学文学部哲学科並びに社会・心理・教育学科専任教員及びその推薦による者を以て組織する。
- (ロ) 委員会は委員の中から会長1名、会計監査1名、幹事長1名、及び幹事若干名を互選する。役員の任期は2カ年とする。

第4条 本会の事務所は慶応義塾大学文学部哲学科研究室内におく。

第5条 本会の趣旨に賛同し所定の会費を負担する者は会員となることができる。

第6条 本会の経費は会費及び寄附金補助金等を以てこれにあてる。

第7条 会員は機関誌「哲学」の配布をうけ研究会に出席することができる。

第8条 規約の変更及びその他重要事項の決定はすべて委員会の決議による。

哲 学 第 66 集

昭和52年9月10日 印刷

昭和52年9月15日 発行

東京港区三田2-15-45 慶応義塾大学内

編 集 者 三 田 哲 学 会

代 表 者

澤 田 允 茂

東京都中央区八丁堀3-21-4

印 刷 者 株 式 会 社 国 際 印 刷

電話 (551) 3930 代表

編 集 所 東京都港区三田 慶応義塾大学内

発 行 所 三 田 哲 学 会

電話 (453) 4511 (代表)

振替東京 9-7863 番